

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル実施要綱

〔平成26年4月18日〕  
〔26小院総第6号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、新小牧市民病院建設に係る設計業務について、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、新小牧市民病院建設設計業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 次条第1項の規定による公告の日において、小牧市の入札参加資格を有している者で、愛知県内に事業所を有しており、設計、測量、建設コンサルタント等業務の業種登録事業者であるもの
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者
- (4) 建築士法第10条第1項の規定に基づく業務の停止を命ぜられ、業務停止期間中でない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 第5条に定める参加表明書等の提出をした日から当該業務の契約を締結する日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止、小牧市が行

う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者

(7) 平成11年4月1日から第5条に定める参加表明書等を提出する前日までの間に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した一般病床数が400床以上又は延床面積30,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の病院の新築、増築又は改築の設計実績を有する者

(8) 前号の実績を有する総括責任者を配置できる者  
(公募の公告)

第4条 小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページで公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書その他の別に定める提出書類（以下「参加表明書等」という。）を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

(第一次審査)

第6条 管理者は、第一次審査として、参加表明書等を別に定める新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、参加表明書等を提出した者（以下「提出者」という。）のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及び管理者に報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対しては、その旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては、選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ、異議申立て等は一切できないものとする。

(第二次審査)

第7条 管理者は、第二次審査として、委員会に前条第2項の規定により選定した者に対し参加表明書等の内容の聴取等を行わせ、業務について

技術的に最適な者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を管理者に報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、業務について最適な者及び次点者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により最適な者として特定した者（以下「最優秀者」という。）に対しては、その旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 前条第2項後段の規定は、前項について準用する。

（第二次審査の出席要請者の公表）

第8条 第6条第2項の規定により選定された者については、前条第1項の審査後、速やかに小牧市民病院ホームページにおいて公表するものとする。

（随意契約に係る見積書の徴収）

第9条 管理者は、最優秀者を業務に係る随意契約の相手方とし、見積書を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は最優秀者が第3条各号に規定する者に該当しないと認めるときは、次点者を見積書の徴収及び随意契約の相手方とする。

3 前項の場合において、最優秀者に生じる損害については、小牧市病院事業は一切の責を負わない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル第一次  
審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社を下記のと  
おり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル第一次  
審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社については  
下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたこと  
に感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願い  
いたします。

記

- 1 選定しなかった理由
- 2 貴案に対する講評

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第3（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル第二次  
審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等により審査をした結果、貴社を下記のとおり当業務の最優秀者として特定しましたので通知します。  
次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院建設設計業務委託プロポーザル第二次  
審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等により審査をした結果、貴社については下記のとおり当業務の受託者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定しなかった理由
- 2 貴案に対する講評

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。